

令和6年度までの工程表について

令和3年12月13日
関東運輸局栃木運輸支局

1. 工程表の作成について

・「令和3年度の『トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会』の実施事項について」(別添資料2)により、自動車運転の業務について、令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることに向けた改善のための工程表(本資料P2)を作成し、中長期の取組となるような目標及び指標(KPI)を設定する。本協議会で各委員に図り、承認を得た上で公表する。

2. 工程表案について

・令和6年度(2024年度)より、トラック事業に対する時間外労働の上限規制の適用が開始され、運送事業者についてはいままでどおりの運送を続けていると罰則、処分の可能性が生じ、荷主については依頼するトラックがなくなる可能性が生じる等の物流危機に対して、運送事業者及び荷主双方が改善に向けた取組を実施する必要がある。このため、本協議会においては、令和6年度(2024年度)までの取組として、「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」の開催、「標準的な運賃」「ホワイト物流推進運動」の周知及び導入促進を図り、改善に向けた取組とする。

・「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」については、根本となる時間外労働の上限規制とは具体的にどのような規制なのか等改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進のために事業者向けに実施する。(詳細は本資料P3~4)

・「標準的な運賃」については、運送事業者の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るために極めて重要なものであるため、運送事業者、荷主双方に対して必要な周知及び導入促進を図る。(詳細は本資料P5~6、8)

・「ホワイト物流推進運動」については、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化及び女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現に取組のための運動として、運送事業者、荷主双方に対して必要な周知及び導入促進を図る。(詳細は本資料P7~8)

工程表(案)

地方協議会名：栃木県地方協議会

重点取組事項：適正取引・労働環境改善に寄与する既存制度の周知及び導入促進

【概要】
 「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」「標準的な運賃」「ホワイト物流推進運動」等の既存制度の周知及び導入促進を図るため、事業者に対しては説明会の実施、荷主に対しては協議会として要請等を行い、トラックドライバーの労働環境改善の一助とする。

2021年度		2022年度		2023年度		2024～年度		KPI	備考
「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」「標準的な運賃」「ホワイト物流推進運動」等の既存制度の荷主及び運送事業者に対する周知及び導入促進						上限規制の適用開始		・「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」については、2024年度までに10回以上実施	
								・「標準的な運賃」「ホワイト物流推進運動」については、2024年度までに県内認識率を50%へ	

趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた労働時間等説明会を開催する。

対象事業者

栃木県内に事業所のある一般貨物自動車運送事業者

実施主体

- ・栃木労働局
- ・栃木運輸支局
- ・一般社団法人栃木県トラック協会

開催方針等

・別添開催計画及びエリア(P4)に記載したエリアごとに、県内を県南・県央・県北の3つのエリアに分け、令和3年度は県央にて開催する。令和4年度には県南・県北にて開催する。令和5年度については、令和3年度及び4年度にて参加していない事業者を対象に開催予定。

・会場について、協会員については、令和3年度県央開催は、栃木県教育会館にて開催予定。令和4年度以降は調整中。非協会員については、県内各労働基準監督署にて実施する。

・可能限り多くの事業者に令和6年度から始まる時間外労働の上限規制の適用を理解していただくことを趣旨とし、説明内容については、改正労働基準法、改善基準告示等法令の説明等をメインに実施する。

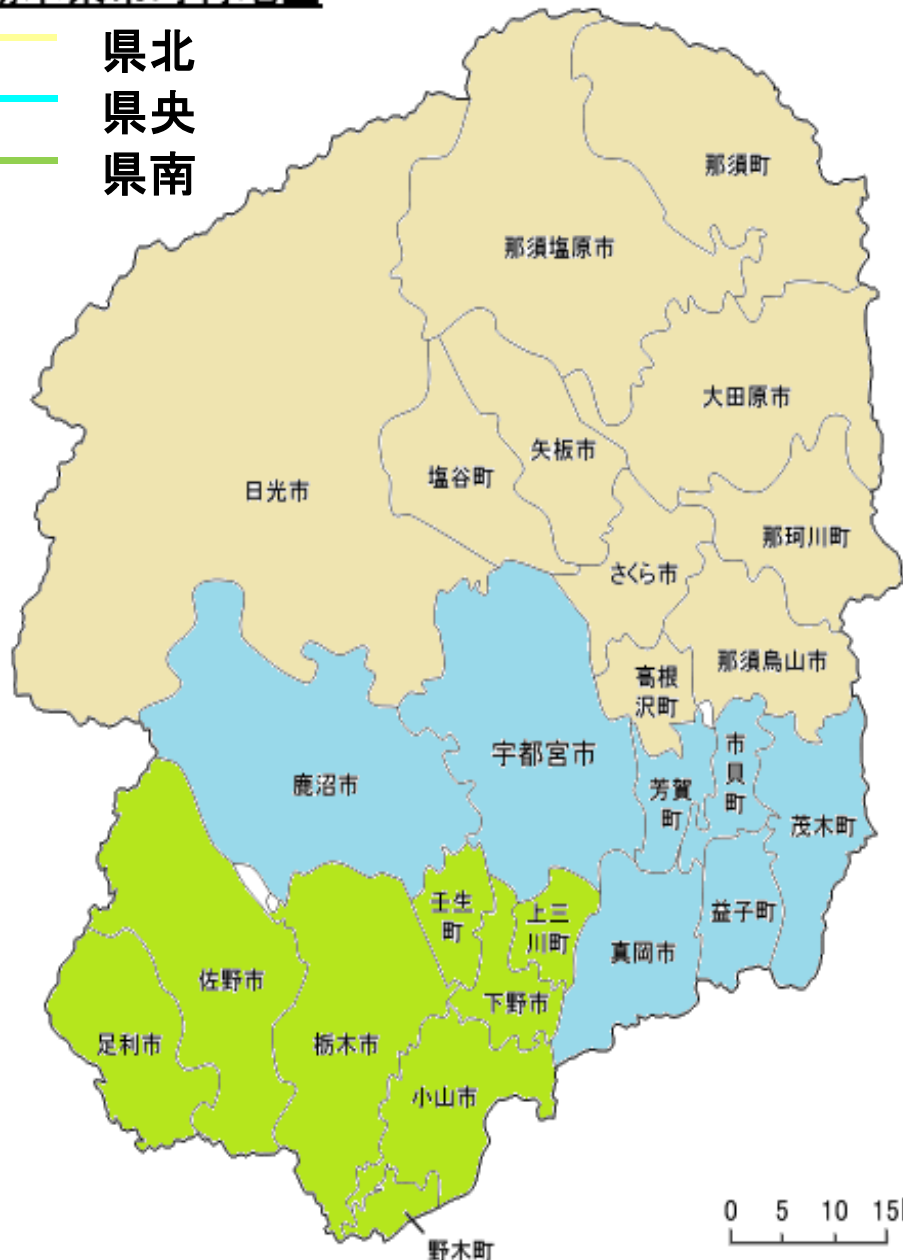
・周知について、事業者へ直接、事務局3者連名で開催通知の送付を行う。3者からの通知は協議会として行う。また説明会開催時等に各メディアへプレスを行い、積極的な周知を行う。

開催計画及びエリア

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第1四半期	第1四半期 ・県南、県北 ともに実施予 定	第1四半期 ・参加してい ない事業者を 対象に実施	上限規制の 適用開始
第2四半期	第2四半期	第2四半期 ・参加してい ない事業者を 対象に実施	
第3四半期	第3四半期 ・参加してい ない事業者を 対象に実施	第3四半期 ・参加してい ない事業者を 対象に実施	
第4四半期	第4四半期	第4四半期	
・県央にて実 施	・参加してい ない事業者を 対象に実施	・参加してい ない事業者を 対象に実施	

栃木県市町村地図

- 県北
- 県央
- 県南



標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)に**ドライバン型のトラック**を基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 附帯業務料・有料道路利用料・燃料サーチャージ等については**運賃と別に収受**

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価**等を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は**5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

その上で、**収益増相当分が適正原価の確保（人件費、設備費等）に充てられる**ことが重要

標準的な運賃の告示内容

I 距離制運賃

I 距離制運賃表

関東運輸局の例

キロ程	車種別			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別	局別	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	
			北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
四国			18,420	22,080	28,780	36,350	
九州	18,530	22,190	28,840	36,410			
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場 合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前午後をわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算 する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州	2,840	2,980	3,190	3,770			
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

III 運賃割増率～VIIIその他

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

「ホワイト物流」推進運動 ～ ホワイト物流推進運動の概要 ～

● 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現

(全トラック運転手中、女性運転手は約3%、60代以上の運転手は約17%【令和元年】)

に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携して強力に推進。

平成30年5月30日
「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



標準的な運賃

- ・今年度もしくは来年度中に協議会名で荷主団体に要請文書を発出
- ・労働時間等説明会にて運送事業者向けに説明会を実施
- ・事務局3者の各ホームページに周知及び導入につながるバナーの掲載
- ・メディアへのプレス

ホワイト物流推進運動

- ・今年度もしくは来年度中に協議会名で荷主団体に要請文書を発出
- ・労働時間等説明会にて運送事業者向けに説明会を実施
- ・事務局3者の各ホームページに周知及び導入につながるバナーの掲載
- ・メディアへのプレス